

# 佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

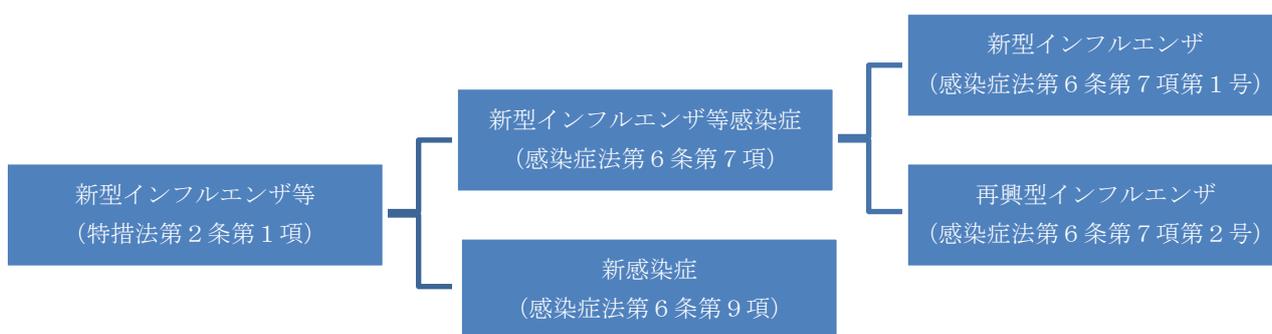
## 1. 行動計画策定の背景

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、社会的影響をもたらすことが懸念されているため、平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市行動計画を策定することといたしました。

なお、市行動計画は、政府行動計画及び千葉県行動計画に基づき作成しております。

## 2. 行動計画の概要

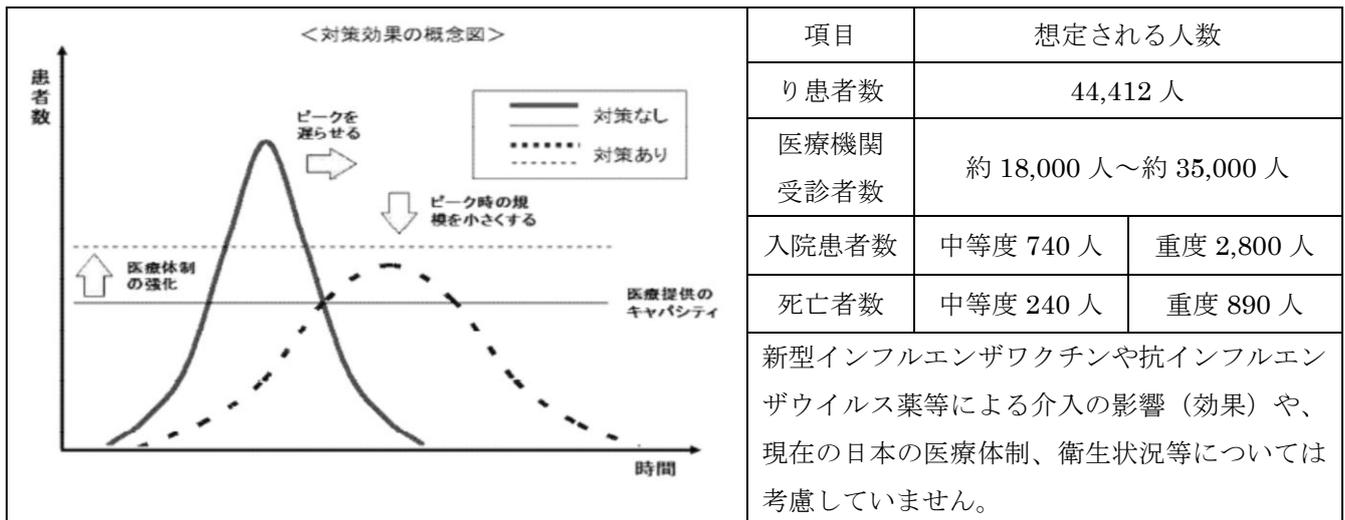
### (1) 対象となる感染症



### (2) 基本的な方針

#### ① 対策の目的

- ア. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保すること。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制への負荷軽減をするとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすること。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすこと。
- イ. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らすこと。
  - ・業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めること。



## ②対策の基本的な考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実効可能性及び対策そのものから、実施すべき対策を選択し決定します。

## ③対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保持

## 市行動計画の主要 6 項目

項目	対策
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内一体となった体制整備を推進</li> <li>・ 国や県、事業所等の連携</li> </ul>
	<b>☆新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長を本部長とした佐倉市新型インフルエンザ等対策本部を設置</li> </ul>
情報収集・サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・分析をし、市民に定期的に還元するとともに、市における体制整備に活用</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な情報や対策について、各種媒体を利用した情報の提供</li> </ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な感染対策について、普及及び啓発</li> <li>・ 地域や職場における感染対策の強化</li> <li>・ 集団での特定接種の実施（新型インフルエンザ等対策職員）</li> <li>・ 集団での住民接種の実施（希望者のみ、自己負担）</li> </ul>
	<b>☆新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団での住民接種の実施（全市民、公費負担）</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の要請に応じ、県等と密接に連携を図りながら、適宜協力する</li> </ul>
市民生活・市民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資、資材の備蓄</li> <li>・ 市民、事業者への適切な行動の呼びかけ</li> <li>・ 要援護者への生活支援</li> <li>・ 埋葬・火葬等について対応</li> <li>・ 事業者に対する感染予防対策の要請</li> </ul>

## 各発生段階

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	県内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内いずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える段階
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大 ～ まん延 ～ 患者減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階ごとの対策概要		☆緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置			
	未発生期	海外発生期	国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）	国内（県内）感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の整備</li> <li>継続的な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備</li> <li>発生の遅延と早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> <li>感染拡大をできる限り抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害を最小限に抑制</li> <li>市民生活・市民経済への影響の最小限化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活・市民経済回復を図り、流行の第二波に備える</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画等の作成</li> <li>体制整備、県との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部設置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の協議、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大に伴う対策の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の縮小、継続</li> <li>対策等の評価、見直し</li> </ul>
サーベイランス・情報収集		<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等に関する情報収集</li> </ul>			
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供、共有についての体制整備</li> <li>相談窓口の設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等からのインフルエンザ等の集団発生状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手段による情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の体制充実、強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波の可能性の情報提供</li> <li>相談内容等の集約、共有化</li> <li>相談窓口の縮小</li> </ul>
まん延防止・予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う感染対策に対し適宜協力</li> <li>住民への基本的な感染対策の普及、啓発</li> <li>予防接種に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の優先接種対象者、接種順位の情報周知</li> <li>特定接種対象者への集団接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種会場の確保</li> <li>住民接種の実施（希望者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆住民接種の実施</li> <li>☆県が行う感染対策に対し適宜協力</li> </ul>
医療		<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う医療対策に対して適宜協力</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>☆臨時医療施設の設置</li> </ul>	

発生段階ごとの対策概要		☆緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置			
	未発生期	海外発生期	国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）	国内（県内）感染期	小康期
市民生活及び市民経済の 安定の確保	・要援護者への生活支援の体制整備	・要援護者等への支援連絡	・要援護者等への対策実施		
			・事業者へ感染予防策の周知	・在宅患者への支援	
	・火葬能力の把握	・遺体を一時安置できる施設の確保準備	・消費者として適切な行動の呼びかけ		
			・円滑な遺体の火葬に努める		
	・物資、資材の備蓄		☆水の安定供給		
			☆生活関連物資等の価格の安定		
			☆要援護者への支援		
			☆埋葬、火葬の特例		
			☆遺体一時保管場所の確保		
			☆緊急事態措置の縮小、中止		